

(別紙)

令和4年度 指導監査是正改善項目

法人名 やすらぎ福祉会 (法人本部)

番号	是正・改善指示事項	是正・改善状況(改善計画)
	<p>◆文書指摘事項(文書により改善状況の報告を求めるもの)</p> <p>なし</p> <p>◆口頭指摘事項(文書による報告を求めないもの)</p> <p>1 評議員の選任にあたり、履歴書、誓約書、特殊関係調査票が徴取されているが、評議員候補者として選考を行う理事会の前に徴取すること。 (法第40条第1項、第4項、第5項、ガイドラインI法人運営3(1)2)</p> <p>2 評議員選任・解任委員(外部委員)の選任にあたり、欠格事由等に該当していないことを確認するため、履歴書に加えて誓約書及び特殊関係調査票も徴取すること。 (評議員選任・解任委員会の運営に関する規程第3条第3項)</p> <p>3 定時評議員会を行う際は、決議の省略で行う場合も、計算書類等に併せ、監査報告書を送付すること。 (法第45条の29、定款第34条第1項、第2項、経理規程第61条第2項)</p> <p>4 経理規程について、修正を要する箇所があるため、修正されたい。(第44条の積立資産の名称、第58条に注記事項の追加) (経理規程、ガイドラインIII管理3(2)1)</p> <p>5 経理規程に見積業者を1社とする規定がないため、小規模法人向けモデル経理規程を参考に修正されたい。 (小規模法人向けモデル経理規程、ガイドラインIII管理3(2)1)</p> <p>6 インターネットバンキングはインターネットバンキング利用規程に基づいて、適切に運用すること。 (インターネットバンキング利用規程)</p> <p>7 月次試算表は、翌月20日までに理事長へ提出することとされているため、理事長に提出した証跡を残しておくこと。 (経理規程第32条第1項)</p>	